

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和3年9月22日（諮問（情）第5号）

答申 日：令和4年1月24日（答申（情）第6号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年7月25日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件対象公文書を「田辺市本宮行政局からの給湯量調査等報告メール及び添付記録（①令和3年5月19日付け、②令和3年5月21日付け、③令和3年7月2日付け）」（以下「給湯量調査等報告メール」という。）及び「田辺保健所現地確認報告書」（以下「現地確認報告書」という。）と特定し、開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年8月5日付け環生第07270003号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年8月6日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
適正な情報の開示を求める。

2 審査請求の理由

1 か月毎の給湯量調査でなければならないのに、2 日後、1 か半月後等になっており調査の信用性も意味もない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の理由について、開示した公文書によれば、田辺市本宮行政局により、令和3年3月23日以降に湯量調査が実施された日は、令和3年4月21日、令和3年5月21日、令和3年6月21日であり、処分庁は1か月ごとに実施された調査記録を開示しており、審査請求人の主張は事実と異なる。
- (2) 本件開示請求について、審査請求人が求める情報の基となる「和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課（以下「環境生活総務課」という。）による湯峰温泉源泉保護を目的とする調査・対応」は、「湯の峰温泉、川湯温泉及びその周辺地域における温泉保護対策実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づき田辺市本宮行政局が行った調査（以下「本宮行政局調査」という。）及び環境生活総務課が田辺保健所に依頼して行った現地確認（以下「田辺保健所現地確認」という。）である。
- (3) まず、本宮行政局調査は、要綱に基づき、月1回程度、湧出量、温度等をモニタリングするものである。環境生活総務課は、温泉保護対策上この調査結果を確認する必要があるため、令和2年11月の調査の結果から毎月報告を求めている。環境生活総務課から田辺市本宮行政局に対する報告依頼は口頭で行っており、この調査に関する公文書は、今回開示決定した「給湯量調査等報告メール」のみである。

なお、要綱には、前年度に実施したモニタリングの結果及び4月1日現在の源泉の状況について、源泉所有者及び管理者が毎年5月までに県知事に報告する規定もあるが、本件源泉については、本宮行政局調査の報告により毎月のモニタリングの結果を確認していることから、この規定に基づく報告は受けていない。
- (4) 次に、田辺保健所現地確認は、要綱に基づくものではなく、田辺市本宮行政局が行った湯峰温泉公衆浴場跡地の温泉の止水工事について、温泉法の施行に関し現状把握する必要があると判断したため、任意に行ったものである。環境生活総務課から田辺保健所に対する現地確認依頼は口頭で行っており、この現地確認に関する公文書は、今回開示決定した「現地確認報告書」のみである。
- (5) したがって、本件開示請求で審査請求人が求める情報が記載された公文書は、「給湯量調査等報告メール」及び「現地確認報告書」のみであることから、これ

らを本件対象公文書として特定し、本件処分を行った。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求において、「和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水 108番地湯峰温泉公衆浴場跡地において今なお続く掘削による温泉湧出事故に対して、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課環境生活班による湯峰温泉源泉保護を目的とする調査・対応状況が分かる情報（過去開示分は必要ない。湯量記録表は令和3年3月23日（火）以降のもの）」に係る公文書の開示を求めている。

実施機関の説明によれば、審査請求人が求める情報の基となる「環境生活総務課による湯峰温泉源泉保護を目的とする調査・対応」は、要綱に基づく本宮行政局調査及び任意に行った田辺保健所現地確認であることから、この調査・対応状況が分かる情報が記載された「給湯量調査等報告メール」及び「現地確認報告書」を本件対象公文書として特定し、本件処分を行った。

本件処分について、審査請求人は、「1か月毎の給湯量調査でなければならないのに、2日後、1か月半後等になっており調査の信用性も意味もない」と主張する。

この主張は、田辺市本宮行政局の担当者から環境生活総務課の担当者に送信された電子メール3件の送信日（令和3年5月19日、同年5月21日及び同年7月2日）を指摘したものと思われる。

この点について、実施機関が開示した公文書によれば、要綱に基づく本宮行政局調査が実施された日は、令和3年4月21日、同年5月21日及び同年6月21日であり、本宮行政局調査は1か月ごとに実施されており、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

なお、要綱には、前年度に実施したモニタリングの結果及び4月1日現在の源泉の状況について、源泉所有者及び管理者が毎年5月までに県知事に報告する規定が

あるが、実施機関は、この規定に基づく報告（以下「5月報告」という。）に係る文書を本件対象公文書として特定していない。

この点について、実施機関は、本宮行政局調査の報告により毎月のモニタリングの結果を確認しているため、要綱に基づく5月報告は受けていないと説明する。

実施機関の説明は、要綱に基づく5月報告に係る公文書が存在しないことの説明としては、不合理とまでは言えず、他に5月報告に係る公文書の存在をうかがわせるような事情も認められない。

もっとも、要綱の規定によれば、本来、5月報告は存在するはずのものであるから、本件処分の妥当性についての結論に影響するものではないものの、本件対象公文書の特定に当たっては、5月報告についても検討すべきであった。

以上から、実施機関が開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和3年9月22日	○諮問（実施機関）
令和3年11月8日	○審議
令和3年12月13日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和4年1月17日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、高橋多美子、早坂豊司、藤田隼輝

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年7月25日	和歌山県田辺市本宮町湯峰字温水 108 番地湯峰温泉公衆浴場跡地において今なお続く掘削による温泉湧出事故に対して、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課環境生活班による湯峰温泉厳選保護を目的とする調査・対応状況が分かる情報。(過去開示分は必要ない。湯量記録表は令和3年3月23日(火)以降のもの)